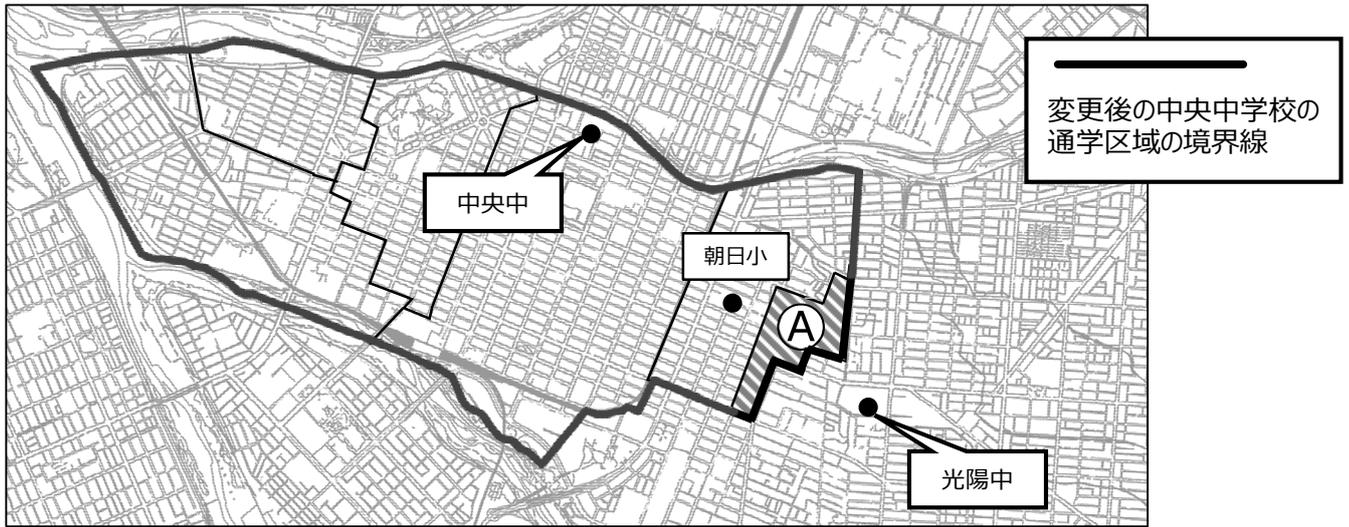


## 朝日小学校に関連する学校の通学区域の見直し（決定のお知らせ）

朝日小学校の卒業生の進学先中学校が光陽中学校と中央中学校に分かれる状況を解消するため、朝日小学校の通学区域のうち、光陽中学校の通学区域となっている区域（下図の㉠の区域）を中央中学校の通学区域に変更しました。下図の㉠の区域にお住まいで、**令和6年4月1日以降**に朝日小学校に入学するおさんは、卒業後の進学先中学校が中央中学校となります。

### 通学区域の変更

変更日 令和6年4月1日



㉠	現在の指定学校 (令和6年3月31日まで)		変更後の指定学校 (令和6年4月1日から)	
	小学校	中学校	小学校	中学校
1条通22丁目左, 2条通~5条通22丁目 4条通23丁目左, 5条通23丁目 5条通24・25丁目5条通以北, 6条通22~25丁目, 7条通24丁目, 8条通24丁目8条通以南	朝日小	光陽中	朝日小	中央中

### 現在通学中の小学生（令和5年度の小学校1年生~5年生）

通学する学校は変わりません。卒業まで引き続き現在通っている学校に通学します。

### 現在通学中の中学生（令和5年度の中学校1年生・2年生）

通学する学校は変わりません。卒業まで引き続き現在通っている学校に通学します。

このうち㉠の区域に居住し、現在光陽中学校に通学しているおさんは、希望する場合、令和6年4月以降に中央中学校に転校することができます。（転校手続きが必要です）。

### 経過措置（令和6年4月1日以降に中学校に入学する場合）

令和6年3月31日以前から入学までの間、㉠の区域に引き続いて住所があるおさんは、希望する場合、現在の指定学校(光陽中学校)に入学できます。

入学学校の指定変更には手続きが必要です。

手続きに関する案内は、入学前の1月下旬までに学校を通じて送付する「入学学校の指定通知」に同封します。

#### 【お問合せ先】

- ◇通学区域の見直し・経過措置に関すること
- ◇転校・入学学校指定変更に関すること

旭川市教育委員会 学校教育部  
教育政策課 ☎ 25-7534  
学務課 ☎ 25-7564